

都市計画法第34条第2号 川越市審査基準

鉱物資源の有効な利用上必要な建築物等

1 開発区域

開発区域は、利用の対象となる鉱物資源が存在する市街化調整区域内であること。

2 予定建築物等

予定建築物等は、当該市街化調整区域に存する鉱物（鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物をいう。）を利用するために必要な建築物又は第1種特定工作物であつて、次のいずれかに該当すること。

- （1）日本標準産業分類大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業に分類される事業の用に供する建築物又は第1種特定工作物。
- （2）専ら当該市街化調整区域において採掘された鉱物を原材料として使用する事業の用に供する建築物又は第1種特定工作物。

3 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

参 考

（適用鉱物）

鉱業法第3条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

- 2 前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。